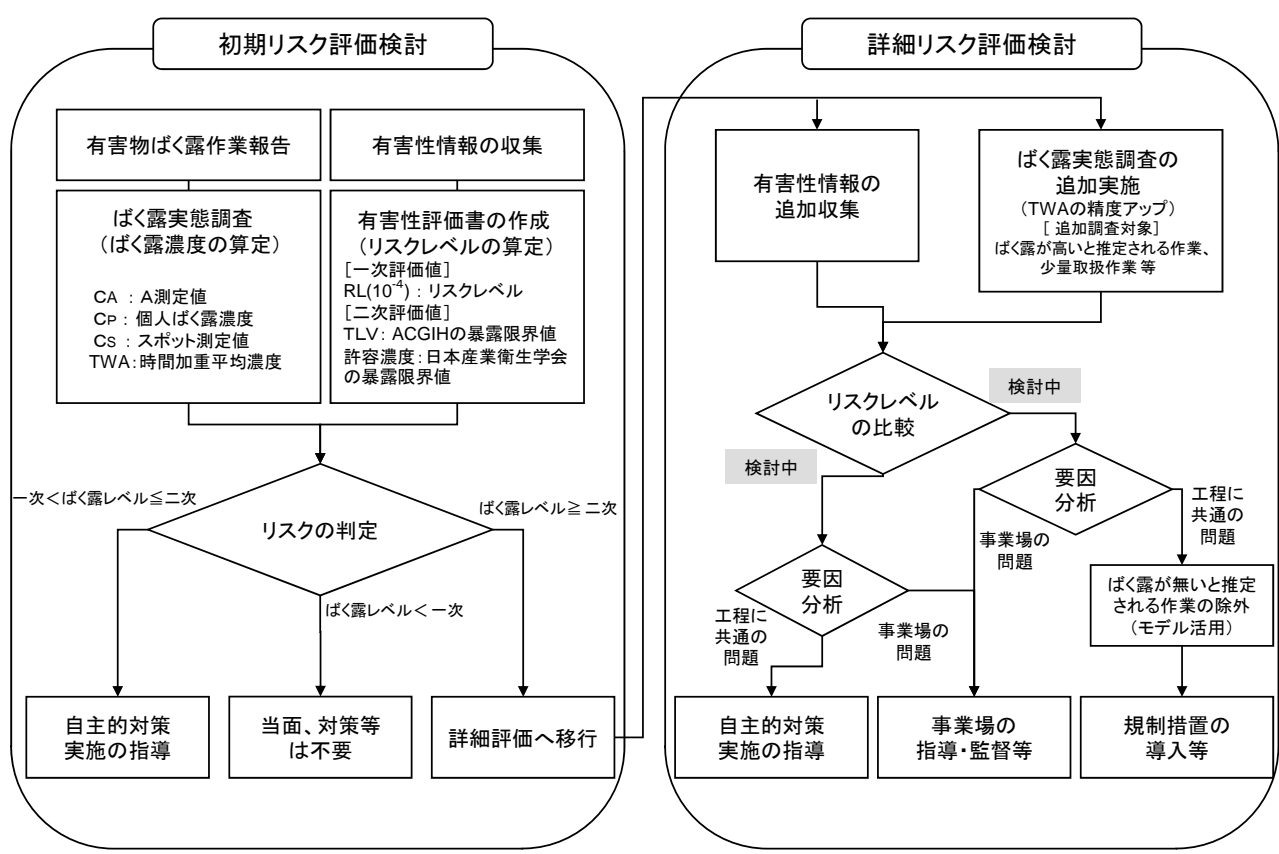


労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン（案）

本ガイドラインは、有害物による労働者の健康障害を防止するために国が実施するリスク評価のうち、ばく露調査及びこれを踏まえたばく露評価の手順を明確化する目的で定めるものである。

国によるリスク評価は、対象化学物質の現状でのリスクの有無を判定する初期リスク評価及び当該評価において問題となるリスクが確認された場合に行う詳細リスク評価から構成されるが、本ガイドラインは、その両者にかかるばく露評価の手順を明確化するものである。

リスク評価スキームの概要



I 初期評価

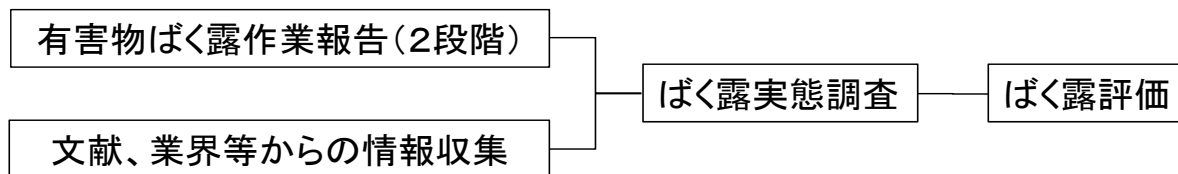
1 ばく露評価の方法の概要

国による有害物質のばく露評価は平成18年度から開始されているが、ばく露調査の初期評価については、これまで実施している手順を基本として実施することとし、その手順の概要は以下に示すとおりである。

第1段階として、対象化学物質について事業場から「有害物ばく露作業報告」を求め、当該報告により労働者の当該化学物質へのばく露の程度やその広がりを推定する。

これを踏まえ、第2段階では、報告により特定された事業場を対象として、ばく露実態調査を実施する。当該調査においては、高いばく露が推定される作業、作業者を対象として個人ばく露測定、作業環境測定等を実施し、この結果を基にばく露評価を行うこととする。

[ばく露評価の手順]



2 ばく露評価の具体的手順

(1) ばく露データの収集・整理

ばく露評価を実施するにあたっては、国の統計、既存文献、関係業界団体等からの情報、有害物ばく露作業報告（労働安全衛生規則安衛法第96条の5に基づく。）によるデータ、その他から情報収集を行い、ばく露評価のための基礎資料を収集する。具体的な手順は以下に示すとおりである。

1) 既存文献・関係業界団体等からの情報

収集すべき情報としては、以下のものがあげられる。

- 国の統計：「化学物質の製造・輸入に関する実態調査」（経済産業省） ほか
- 既存文献：化学工業日報社情報誌（「〇〇〇〇の化学商品」ほか
- 関係業界団体：（社）日本化学工業協会、化成品工業協会 ほか

2) 有害物ばく露作業報告

有害物ばく露作業報告については、より丁寧な評価を行うとともに、報告事業者の負担を軽減するため2段階のスクリーニング方式により報告を求めることとする。なお、報告は電子入力可能なシステムを採用するものとする。

- 1次報告：対象物質の製造・取扱い動向の報告
- 2次報告： " の作業実態の報告

① 1次報告

1次報告では、リスク評価候補物質として選定された物質を対象として以下の要領で報告を求めることとする。

- 報告対象期間及び報告のスケジュール：

評価開始年の前々年の11月頃に評価開始年度の前年1年間（報告対象期間）の製造・取扱いの報告を求める。報告期間は評価開始年の1～3月頃とする。

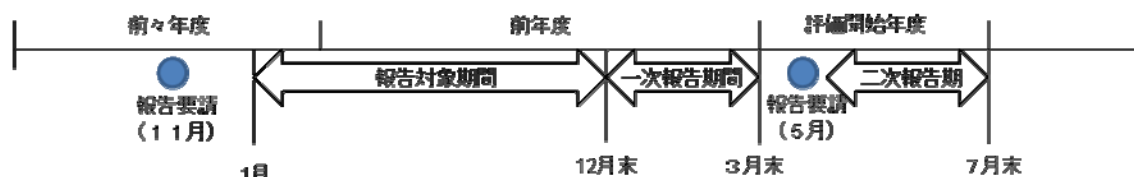


表 報告のスケジュール

1 ○ 報告事項：

2 1次報告では、対象物質の使用動向を把握するため、対象物質の取扱量、用途
3 等について報告を求めることとする。具体的な報告項目は以下の通りとする。

4 [報告項目]

- 5
- 6 ・ 事業場にかかる情報
7 (事業場の名称、所在地、代表者名、労働者数等*)
8 *は、労働保険番号等の記載を検討中。
 - 9 ・ 報告対象物にかかる情報
 - 10 ー 報告対象物の用途
 - 11 ー 報告対象物の取扱量(年間使用量)
 - 12 ー 報告対象物の性状
 - 13 ・ 作業にかかる情報
 - 14 ー 作業の種類
 - 15 ー 対象物を取扱う作業員数
 - 16 ー 年間、月間の作業回数
 - 17 ー 1日当たりの作業回数
 - 18 ー 1作業当たりの作業時間
 - 19 ー 取扱い時の対象物の温度
 - 20 ー 発生抑制措置の種類(密閉化、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、
21 全体換気装置、無)
- 22

23 ○ 報告対象者：

24 1年間に500kg以上の製造・取扱いのある事業者とする。

25 なお、報告対象者に該当しなかったため、1次報告がなかった場合等において
26 は、次年度以降は1年間の製造・取扱い量の多少に拘わらず報告を求める。併せて
27 業界団体等に情報提供等の協力を要請することとする。

28 [報告様式のイメージ]

29
30
31 作成中

32
33
34 ② 2次報告

35 1次報告で報告のあった取扱量、用途からばく露が高いと推定される事業場及び
36 特殊な用途、作業のある事業場を選別し(1次スクリーニング)、当該事業場に対し、
37 2次報告として作業実態にかかる報告を求める。

38 ○ 報告対象：

39 2次報告では1次報告で報告のあった製造・取扱いについて、その作業実態、
40 作業環境にかかる報告を求める。

41 ○ 報告対象者：

42
43 第1段階で報告のあった事業者のうち、以下により選別された事業者

44 [2次報告対象事業場の選定方法]

45
46
47 1 選定条件

48 1次報告の中からはばく露が高いと判断される事業場を2次報告対象として
49 選定する。
50

2 選定手法

- (1) 1次報告があった対象物質の製造・取扱作業を分類する。なお、作業のグループ化ができない、特殊な作業がある場合には、当該作業をその他として分類する。
- (2) 分類作業毎に、ばく露モデルを活用してばく露が高いと予測される事業場を選定する。その際、2次報告が必要な事業場の数は下表のとおり。

表 選定事業場の数

1次報告のあった事業場数	2次報告が必要な事業場の数	その他
~10		※ その他として分類した特殊な作業については、第1次報告の事業場数に関係なく2次報告を求めることとする。
11~30		
31~50		
51~100		
101~200		
201~500		
501~1000		
1001~		

- (3) ばく露が高いと予測される事業場の選定にあたり活用可能なばく露評価モデル及びその予測手順は以下の通りとする。
- ① ばく露評価モデル：コントロール・バンディング（CB）
CBの入力様式は以下のホームページアドレスからダウンロードが可能である。
http://www.reach-helpdesk.de/en/Exposure/Exposure.html?__nnn=true
- ② 予測手順：予測に際しては1次報告をもとに以下の項目を入力し、ばく露濃度のバンドを導出することとする。
- ・ 固体：当該物質の形状、使用量、ばく露時間、制御措置
 - ・ 液体：沸点、作業温度、蒸気圧、使用量、ばく露時間、制御措置等
- ③ ばく露濃度のバンドをもとにばく露レベルを予測し、ばく露レベルの高い順に事業場リストを作成する。これをもとに、(2)において2次報告が必要とされた事業場の数を踏まえて、2次報告対象事業場を選定する。